

令和5年7月3日

海事局船舶産業課

生産性の向上に取り組む船用事業者の計画を認定しました

～ 海事産業強化法に基づく事業基盤強化計画の認定 ～

令和3年5月に成立した海事産業強化法に基づき、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等により生産性の向上に取り組む船用事業者が策定した事業基盤強化計画を認定しました。

海事産業強化法に基づき、造船・船用事業者は、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等による生産性の向上に向けた計画（事業基盤強化計画）を策定し、国土交通大臣に提出することができます。また、当該計画が所定の認定要件を満たすと認められる場合は、国土交通大臣が当該計画を認定することとなっています。

今般、以下の事業者が策定した事業基盤強化計画について審査した結果、所定の認定要件を満たしていると認められるため、6月30日付で認定しました。今回の認定により、これまでの合計で28グループ45社が認定を受けたこととなります。

事業者	計画の内容	計画期間
日本無線㈱	・自動運航船の実現に欠かせない他船との衝突自動回避システムのマルチファンクションディスプレイ（MFD）への実装と生産性の向上によるコスト削減	～令和9年12月
三井E&Sグループ	・アンモニア、メタノール二元燃料エンジンとメタンスリップ対策を講じたLNG二元燃料エンジンの開発 ・ダブルライセンス体制の構築による生産性の向上 等	～令和8年3月

（五十音順、計画詳細は別紙参照）

認定を受けた船用事業者においては、各種支援措置の活用が可能となります。また、海上運送法に基づく外航船舶確保等計画の認定を受けた船主が導入する船舶について、当該計画に従って導入された特定外航船舶[※]に該当する旨の国土交通大臣の確認を受けた場合、特別償却率が最大12%上乘せされます。

※特定外航船舶：認定船用事業者が製造する舶用品（主機エンジン、プロペラ及びソナー）を搭載し、かつ、認定造船事業者により建造された船舶。

※本制度の詳細及び認定を受けた計画の概要は、以下の国土交通省ホームページからご覧いただけます。

制度の詳細：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html

計画の概要：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000069.html



【問い合わせ先】

海事局 船舶産業課 船舶産業高度化基盤整備室 深尾、吉住

（代表）03-5253-8111 （内線）43-648、43-649

（直通）03-5253-8634 （メール）hqt-senpaku-kibankyouka@gxb.mlit.go.jp